別紙

◆広報活動等に係るガイドライン◆

ホームページや広告媒体、ＳＮＳを活用し、受講生の募集や実施した訓練の実績を情報発信する場合のガイドラインを策定します。

１　広報活動等の範囲

・インターネット上のホームページに掲載する
・街頭看板や駅などにある電子広告媒体、ポスター等の掲示
・Ｘ（旧ツイッター）やフェイスブック等のＳＮＳによる情報発信
・フリーペーパーや求人情報誌、新聞等への広告掲載
・その他、高等技術専門校が認めた活動

【対象外とする活動】

・安定所等で直接的な受講勧誘は禁止します。

２　広報活動の内容

広報活動等の内容については、下記の２種類に分類します。

①　受講生募集

・掲載期間

受講生周知開始から受講生募集終了までとします。
掲載期間終了後には掲載を削除するか、募集期間が終了したことを明示してください。

・掲載内容

掲載内容は訓練パンフレットに掲載する訓練カリキュラムに記載のある内容に限ります。
掲載時には下記の内容を必ず明示することとします。

・公共職業訓練であることの表示
・ハロートレーニング（ハロトレ）の表示
・愛知県から委託を受けていることの表示
・応募手続等の問い合わせ先を高等技術専門校とすることの表示
・高等技術専門校の連絡先
・公共職業訓練の受講には、公共職業安定所に求職申込を行い、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受ける必要があることの表示
・受講生募集期間

②　訓練開講実績

・掲載内容

実施中の訓練風景や過去に実施した訓練実績等をインターネット上で情報発信することを想定しています。フェイスブックで訓練風景等を掲載すること等を想定し、掲載期間は定めません。文章だけでなく、画像や映像についても掲載することは可能です。ただし、受講生が画像等に入る場合には、必ず本人から承諾を得てください。
掲載にあたっては、受講生のプライバシーに配慮してください。
肖像権や著作権等の権利侵害にあたる内容は禁止します。
受講者数実績や就職率の実績についても掲載を認めますが、対象とする時期（年度や開講年月等）を明示してください。

３　高等技術専門校への事前報告

広報活動等の内容は事前に高等技術専門校へ報告し、承認を得た上で広報活動等を実施してください。

【承認を得るべき内容】

・掲載媒体等の広報方法
・掲載原稿等の広報活動等の内容
・掲載期間や広報地域等がある場合にはその条件

【注意事項】

・情報の受け手が内容を誤認しないように、記載内容等には十分に注意してください。
・高等技術専門校で認めた広報活動等であっても、受講希望者が誤認する恐れがある場合等高等技術専門校の判断により**承認を取り消す**場合があります。

別紙

【受講生募集の掲載例】

～ハロートレーニング　受講生募集～

本校は、2027 年度〇〇〇〇科（〇か月）の公共職業訓練を、愛知県立〇〇高等技術専門校から委託を受け実施します。

募集期間：〇/〇（〇）～〇/〇（〇）
説明会　：〇/〇（〇）、〇/〇（〇）※要電話予約
募集定員：〇名
訓練期間：〇年〇/〇（〇）～〇年〇/〇（〇）
選考日　：〇/〇（〇）

※職業訓練の応募手続等については、
下記の愛知県立〇〇高等技術専門校ホームページ掲載の募集要項をご覧ください。
https://www.aichivti.ac.jp/site/〇〇/〇〇/
電話 000-000-0000

※公共職業訓練受講には、公共職業安定所に求職申込を行い、公共職業安定所長の受講指示・受講推薦又は支援指示を受ける必要があります。

コース内容の説明や、取得目標資格等の『訓練パンフレット』に記載のある内容を追加することは可能です。